

社会福祉協議会（社協）は、
住民によるたすけ合い活動の“仕組みづくり”を進める
法的に位置づけられた民間の地域福祉推進団体です！

組織構成は？ 地域の各種団体などで構成されています

市政協力委員自治推進協議会（自治協）や民生委員・児童委員協議会（民協）、PTAなど、地域の各種団体や福祉関係機関で構成されています。

活動財源は？ 住民主体の活動を支える「会員会費」などが財源です

社協のさまざまな活動に対する公的補助金のほか、会員会費などによる自主財源が、活動の財源となっています。

活動をすすめる組織は？ 「校区福祉委員会」が社協活動の中核を担っています

社協のさまざまな活動をすすめる中心的な組織として、概ね小学校区を単位として「校区福祉委員会」を組織し、住民主体・住民参加による各種福祉活動に取り組んでいます。

会員になると特典はあるの？ 個人に特典となるものはなく、地域全体に還元されます

個人的な特典はありません。地域全体の福祉活動（子育てから高齢者まで）を充実させるため、地域全体に還元しています。

会費の支払いは強制ですか？ 強制ではありません

社協会員の加入は強制ではありません。地域福祉活動のご理解をいただいたうえで加入の判断をしてください。

500円未満でもいいの？ はい、結構です。協力費として扱わせていただきます

500円未満は協力費として扱います。社協の『会員』という位置づけは500円以上からとなります。金額にかかわらず、地域福祉活動を応援していただく財源として、大切に扱わせていただきます。

氏名や住所は必要なの？ 社協会員として名簿を作成しますのでご協力ください

社協会員の方の名簿を作成し、地域福祉活動の応援者として大切に管理しています。

社協のおもな活動は？

〈市民みんなが健やかに暮らせる“元気都市ねやがわ”の実現！〉

ご近所の底力を強くする取り組み

○校区福祉委員会の活動

- ボランティアセンター事業
- 赤い羽根共同募金事業
- 歳末たすけあい運動事業
- 当事者組織支援事業
- 献血推進事業
- 善意銀行事業
- 広報事業
- 福祉教育推進事業
- 救急医療情報キット普及事業
- 緊急時安否確認(かぎ預かり)事業

○校区福祉委員会の活動

⇒ひとり暮らし高齢者の孤立死の予防や日常的な交流を図ることを目的とした「声かけ・見守り活動」、高齢者や子ども、障害のある人たちが定期的集い、交流の輪をひろげる「ふれあいサロン」など、校区福祉委員会では地域住民の交流を盛んにしていくことをとおして、地域社会のコミュニケーションづくりを図っています。

○緊急時安否確認(かぎ預かり)事業

⇒ひとり暮らし高齢者の孤立死等の事故を予防することを目的に、利用希望者宅のかぎを預かり、地域の見守り活動等を基盤とした安否確認を行う事業にとりこんでいます。

○まちかど福祉相談所の設置

⇒市内6コミュニティセンターエリアごとに、身近な地域で相談できる福祉相談所の実施と早期のニーズ発見・把握の体制づくりにとりこんでいます。

○地域包括支援センターとの連携

⇒市内の地域包括支援センターと連携し、一人ひとりの高齢者の健康や介護など暮らしをサポートする地域福祉活動を展開します。
また、近隣の支えあいや専門機関の協力を得ながら、問題の解決・改善を図っています。

一人ひとりの市民を応援する取り組み

○まちかど福祉相談所事業

- 福祉有償運送事業
- 車イス貸出し事業
- 福祉総合相談事業
- 生活福祉資金貸付事業
- 生活緊急支援金給付事業
- 日常生活自立支援事業
- 元気アップ介護予防ポイント事業
- 家族介護者交流事業
- 地域包括支援センター事業